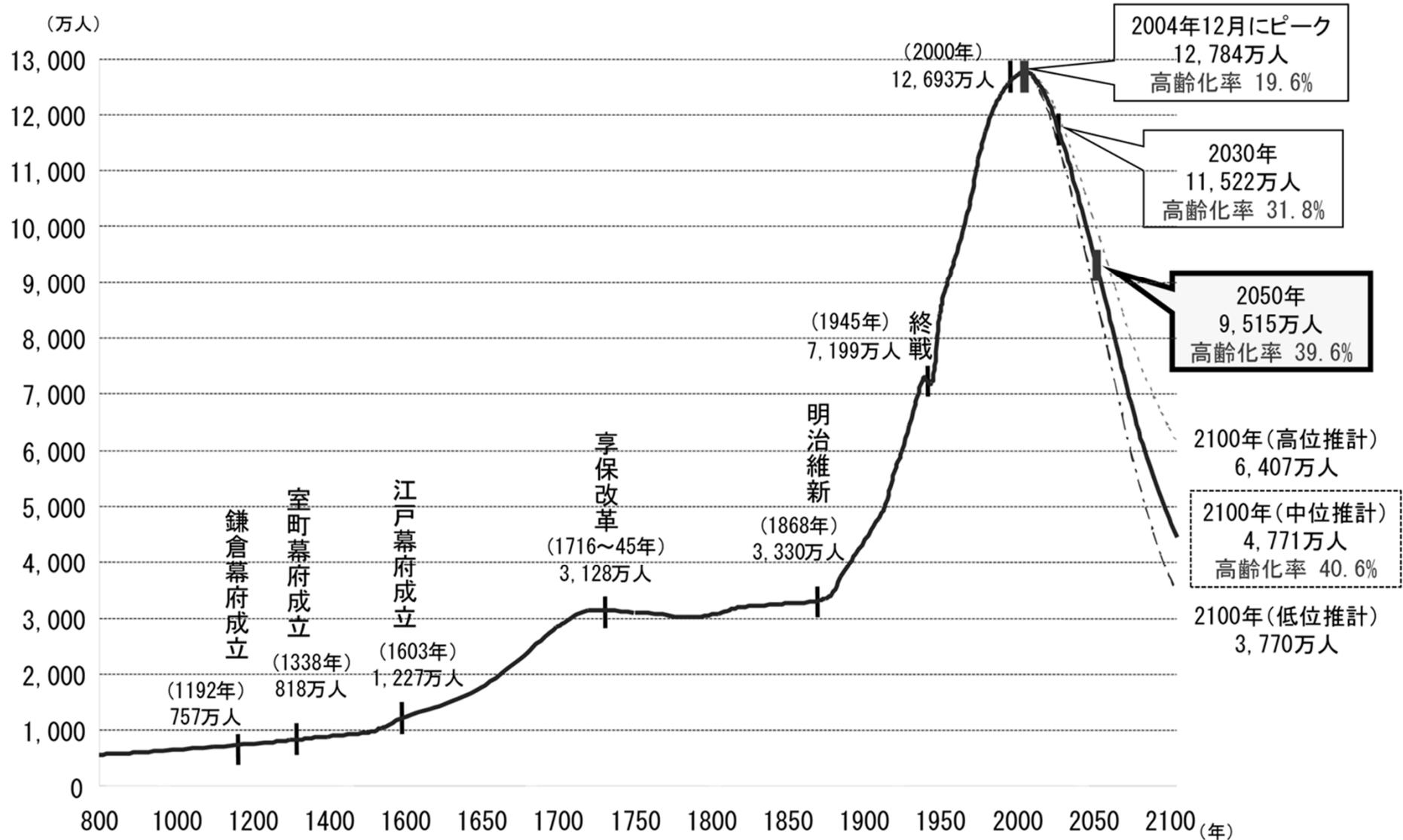


市町村の現況について

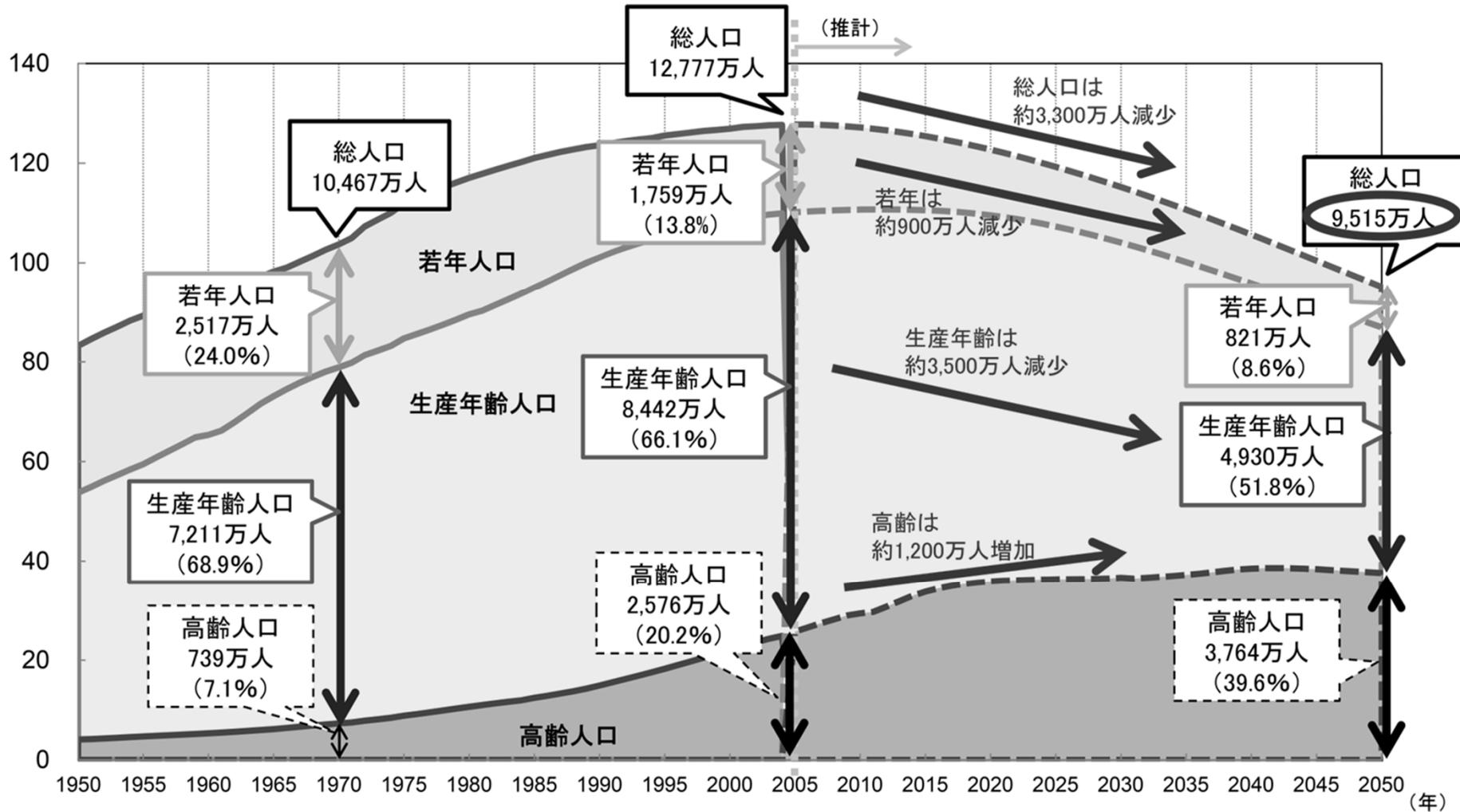
我が国における総人口の長期的推移

○ 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



我が国における総人口の推移（年齢3区分別）

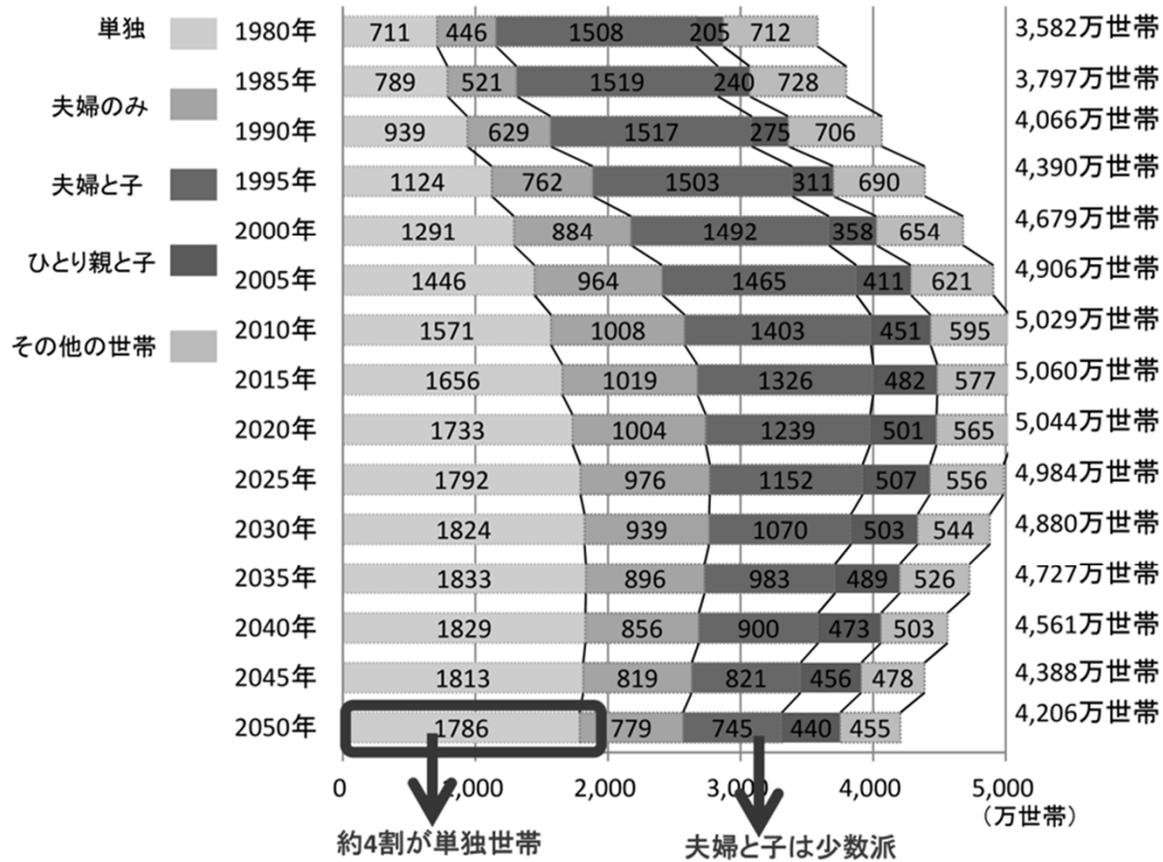
- 我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人（約25.5%）減少。
- 高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。



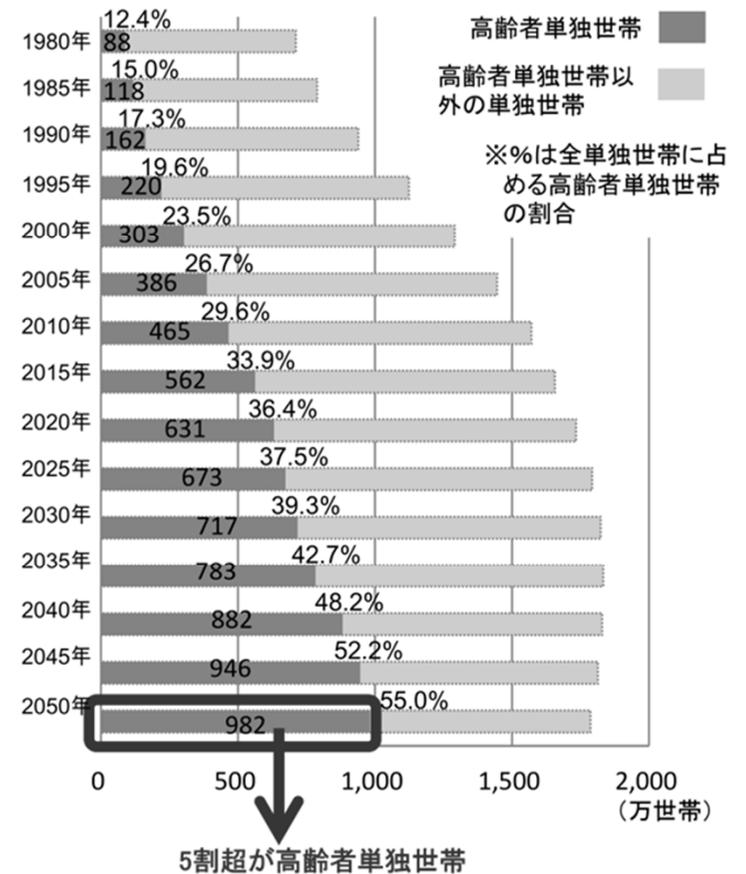
世帯数の推移

○ これまで主流であった「夫婦と子」からなる世帯は、2050年には少数派となり、単独世帯が約4割を占め、主流となる。また、単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合は5割を超える。

世帯類型別世帯数の推移



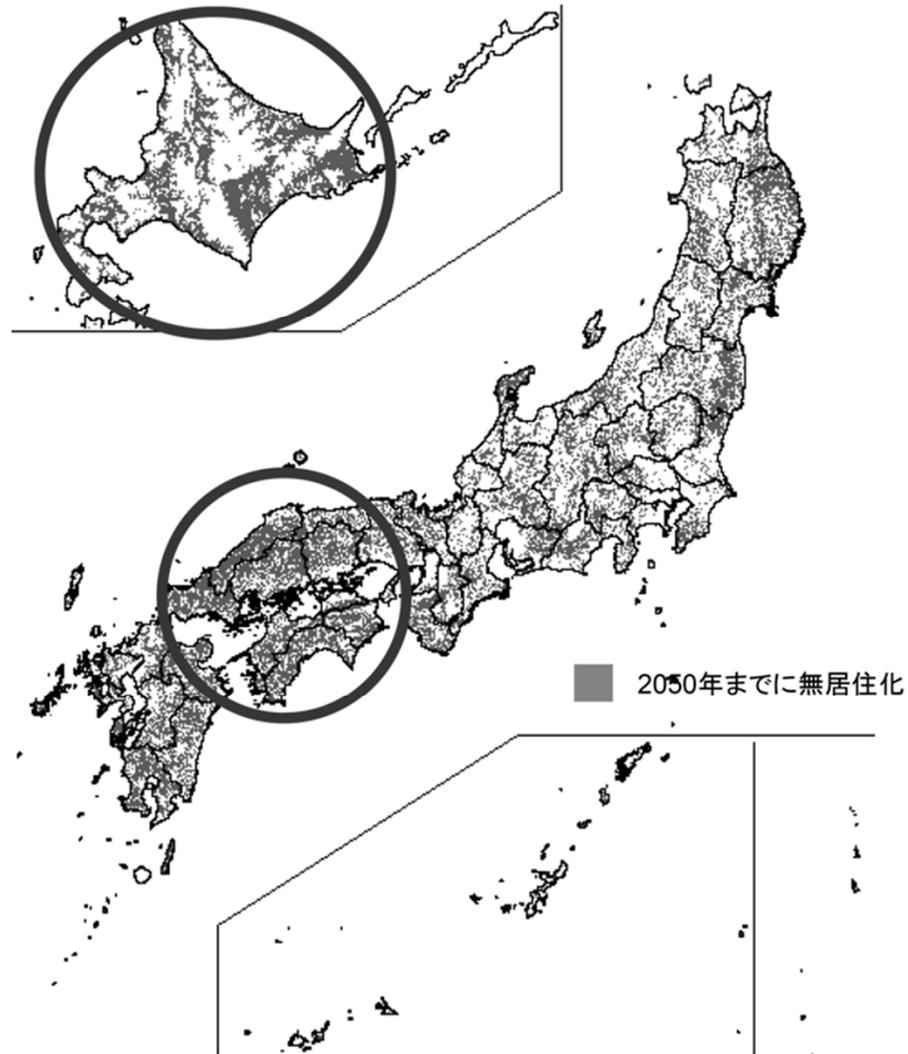
単独世帯数の推移



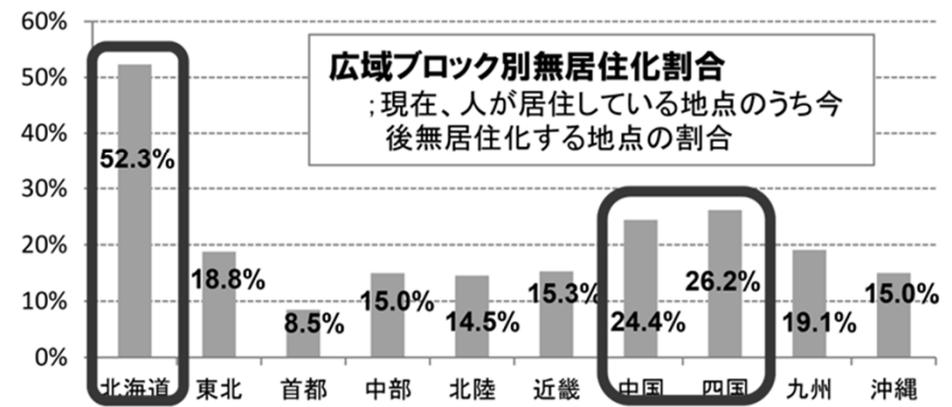
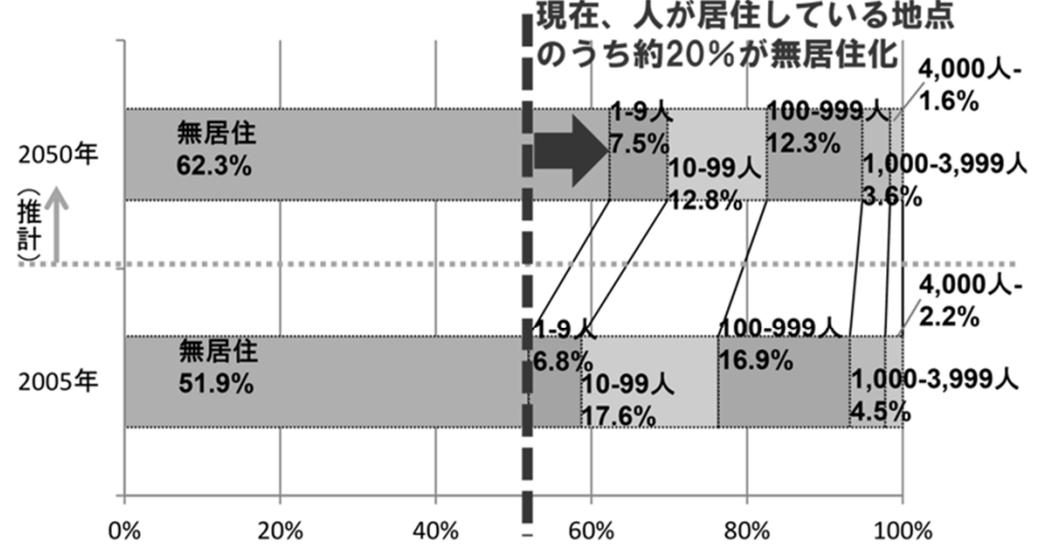
居住地・無居住地の推移

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 現在、国土の約5割に人が居住しているが、約4割にまで減少。

2050年までに無居住化する地点



人口規模別メッシュ数 (2005→2050)



市町村合併による市町村数の変遷

○ 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,719市町村にまで減少。

	年 月	市	町	村	計
明治の大合併 ○小学校や戸籍の事務処理を行うため、300～500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施。	明治21年(1888年)	—	(71,314)		71,314
	22年(1889年)	39	(15,820)		15,859
昭和の大合併 ○中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。	昭和20年(1945年)10月	205	1,797	8,518	10,520
	28年(1953年)10月	286	1,966	7,616	9,868
	31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
	36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
平成の大合併 ○地方分権の推進等のなかで、与党の『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進。	40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
	60年(1985年)4月	651	2,001	601	3,253
	平成11年(1999年)4月	671	1,990	568	3,229
	18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
	22年(2010年)3月	786	757	184	1,727
	25年(2013年)1月	789	746	184	1,719

※平成25年1月1日時点。

市町村合併の進展状況

平成11年3月31日
3232

▲1505

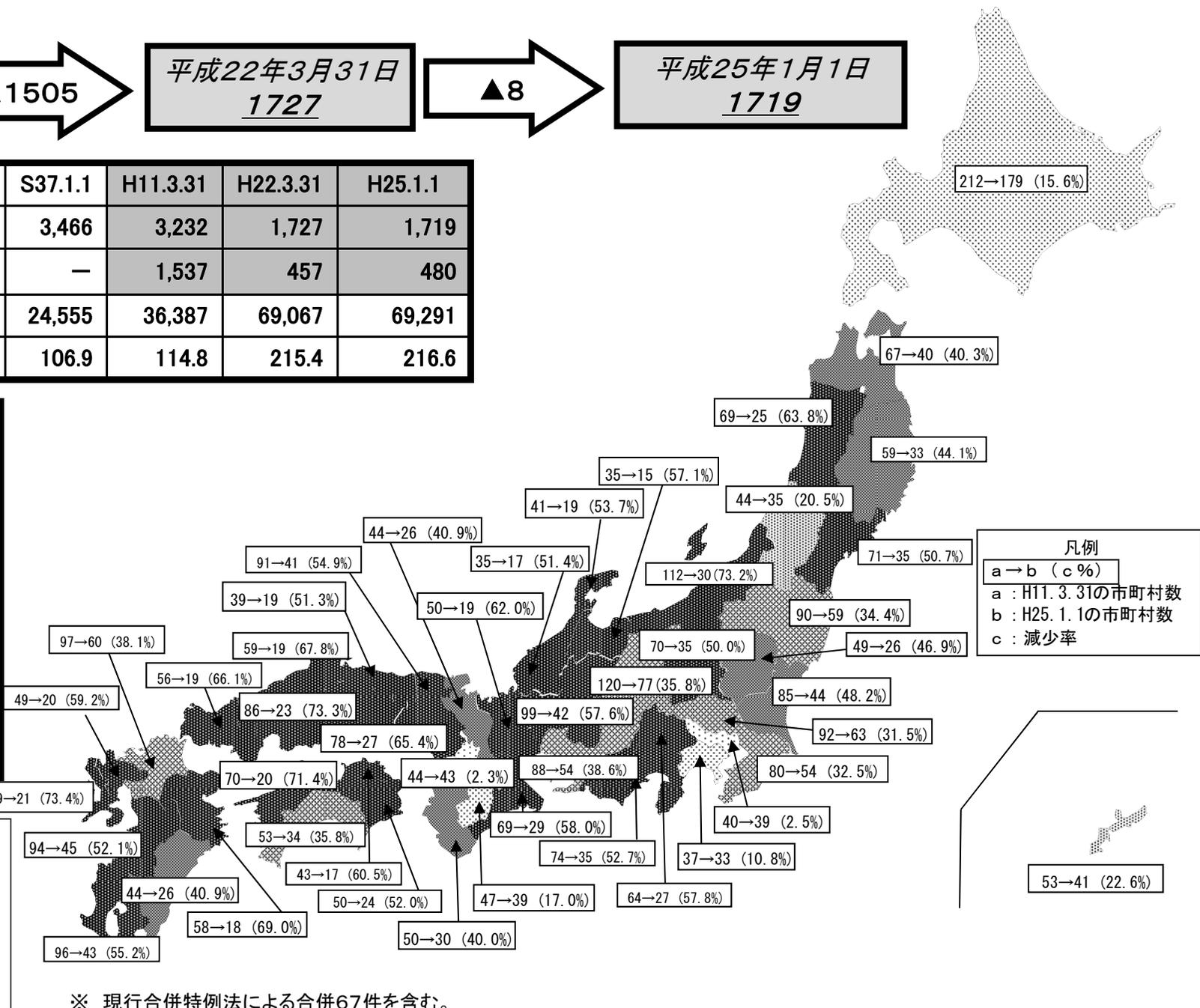
平成22年3月31日
1727

▲8

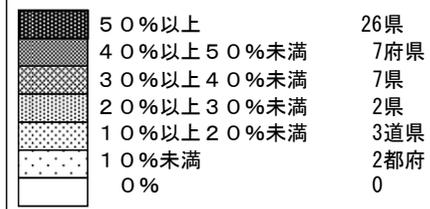
平成25年1月1日
1719

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31	H25.1.1
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,727	1,719
人口1万人未満	—	—	1,537	457	480
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	69,067	69,291
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	215.4	216.6

	合併件数 (合併関係団体数)	H11.4.1 以降の 減少 団体数
旧法下 H11.4.1~	581 (1,991)	1,410
新法下 (改正前)	61 (156)	95
新法下 (改正後)	6 (14)	8
計	648 (2,161)	1,513



市町村数の減少率 (H11.3.31→H25.1.1)



※ 現行合併特例法による合併67件を含む。

「平成の合併」について（概要）

合併の進捗状況等

平成11年以来、基礎自治体の行財政基盤確立のため、全国的に市町村合併を推進
平成11年～平成17年：手厚い財政措置（合併特例債の創設や合併算定替の期間延長）
平成17年～：国・都道府県の積極的な関与

市町村数：3,232（H11.3.31）⇒1,727（H22.3.31） となり、相当程度進捗

平成の合併の評価

合併の本来の効果が現れるまでには10年程度の期間が必要であると考えられ、現時点では短期的な影響の分析に止まらざるを得ないが、多くの合併市町村の行政・住民、また世論の合併への評価は大きく分かれている。

＜評価の背景＞

合併による主な効果

- ① 専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実強化
- ② 少子高齢化への対応
- ③ 広域的なまちづくり
- ④ 適正な職員の配置や公共施設の統廃合などの行財政の効率化

合併による主な問題点・課題

- ① 周辺部の旧市町村の活力喪失
- ② 住民の声が届きにくくなっている
- ③ 住民サービスの低下
- ④ 旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失

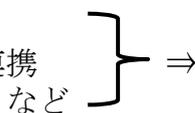
今後の合併に対する考え方

- 平成11年以来の全国的な合併推進については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえ、現行合併特例法の期限である平成22年3月末で一区切り
- その上で、平成22年4月以降は、自主的に合併を選択する市町村に円滑化のための特例を用意
- 旧合併特例法及び現行合併特例法下の合併市町村については、引き続き、確実に支援

これからの基礎自治体の展望

地域主権改革の進展等により、基礎自治体である市町村の役割はより一層重要になる。

- ① 市町村合併による行財政基盤の強化
- ② 共同処理方式による周辺市町村間での広域連携
- ③ 都道府県による補完



それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択

大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申 (第30次地方制度調査会答申)〈市町村合併関連抜粋〉

第4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

1 「平成の合併」の経緯と現状

人口減少・少子高齢化の進行等に対応して、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められ、平成11年以降、全国的に市町村合併が積極的に推進された。

その効果については、少子高齢化や人口減少の歯止め、出生率の回復といった点は長期的に評価していく必要があるが、短期的には、職員配置の適正化等の行財政の効率化や、広域的なまちづくりの推進などの成果が現れているものと評価することができる。

市町村合併によって組織が専門化したり、専門職員が増加したりすることによって体制が充実した市町村がある一方で、合併後も人口規模が小さな市町村においては、依然として専門職員が不足している場合があるなど、市町村合併の効果の発現には、一様でない面がある。

市町村合併による行政区域の広域化に伴い、旧市町村地域の振興や公共施設等の統廃合の難航等の課題に加え、住民の立場からは、住民の声の行政への適切な反映などについて課題が生じている場合がある。

このような課題の解決に向け、それぞれの合併市町村においては、コミュニティ活動等を行う団体への地域単位での支援、コミュニティバスの運行・エリアの拡大、地域のイベントや祭りの実施及び伝統文化の保存・継承への支援、支所機能の充実によるサービスの維持・向上等、様々な取組を実施している。

合併市町村における支所や出張所、自治会などについては、コミュニティの維持管理や災害対応において重要な役割を果たしていると考えられる。しかしながら、地域によっては支所・出張所の適正配置の努力が必要なところもあり、地域の実情に応じた取組が進められるよう留意すべきである。

「平成の合併」により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変わった面がある。市町村の安定した財政運営を可能にするとともに、地域の実情を踏まえ、住民自治を強化するためにも、支所機能を適切に活用する等の取組を継続的に進めることができるようにすることが必要である。このような観点から、市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置を講じる必要がある。

なお、小規模な市町村においても、住民が行政に積極的に参画することにより、持続可能な行政サービス提供体制を構築しようとする真摯な試みが見られることに留意すべきである。

現行の事務の共同処理の仕組み（概要）

共同処理制度

制度の概要

法人の設立を要しない簡便な仕組み

協議会

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。

機関等の共同設置

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。

事務の委託

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。

別法人の設立を要する仕組み

一部事務組合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

広域連合

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

共同処理制度の活用状況

共同処理制度	設置件数(委託件数)	主な事務の件数					
		広域行政計画等に関するもの		視聴覚教育		消防(通信指令等)	
協議会	191	31	16.2%	25	13.1%	14	7.3%
機関等の共同設置	400	介護保険(介護認定審査等)		公平委員会		障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		131	32.8%	113	28.3%	108	27.0%
事務の委託	5,668	公平委員会		住民票の写し等の交付		競艇(場外発売等)	
		1,165	20.5%	1,159	20.4%	853	15.0%
一部事務組合	1,546	ごみ処理		し尿処理		消防、救急	
		398	25.7%	352	22.8%	282	18.2%
広域連合	115	後期高齢者医療		介護保険(介護保険事務等)		障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		51	44.3%	46	40.0%	32	27.8%

大阪府における行政機関等の共同設置

- 平成23年8月の地方自治法の一部を改正する法律の施行により新たに対象とされた行政機関等の共同設置の事例は3件(すべて大阪府内の市町村)(平成24年7月1日現在)
- いずれの事例も「長の内部組織」の共同設置
- 大阪府から各市町村に権限移譲された事務等进行处理

池田市、箕面市、豊能町、能勢町 (域内人口:267,763人)

(1)組織及び処理事務 (共同設置した課は「共同処理センター」と総称)

- ・広域福祉課(福祉部門[児童福祉除く])
- ・広域まちづくり課、広域交通・総務課(まちづくり、土地利用規制)
- ・広域子ども支援課、広域幼児育成課、広域子育て応援担当、広域人権国際課(児童福祉部門)
- ・広域環境をまもる課(公害部門)
- ・広域商工観光課、広域公園課(生活安全部門、産業振興部門)

(2)設置年月日

- ・平成23年10月1日

富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 (域内人口:327,568人)

(1)組織及び処理事務

- ・広域まちづくり課(まちづくり・土地利用規制分野)
- ・広域福祉課(福祉分野)

(2)設置年月日

- ・平成24年1月1日

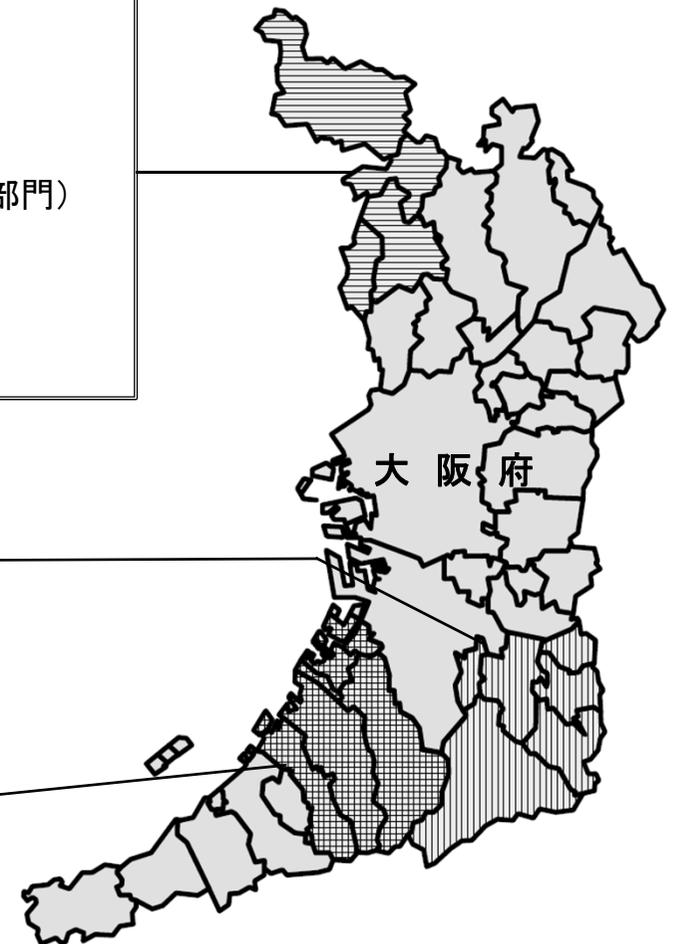
岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町 (域内人口:630,010人)

(1)組織及び処理事務

- ・広域事業者指導課(福祉分野)

(2)設置年月日

- ・平成24年4月1日



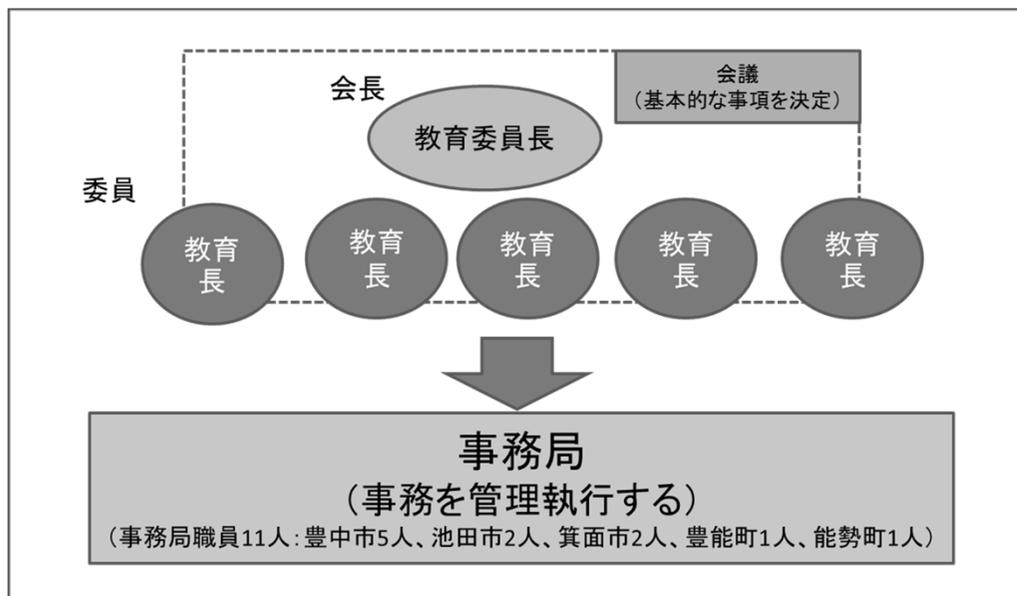
大阪府豊能地区教職員人事協議会の設置

- ・平成22年12月、大阪府から教職員人事権の移譲を受けることで、豊能地区（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）の首長・教育長が合意。
- ・平成23年6月に大阪府議会において事務処理特例条例可決。

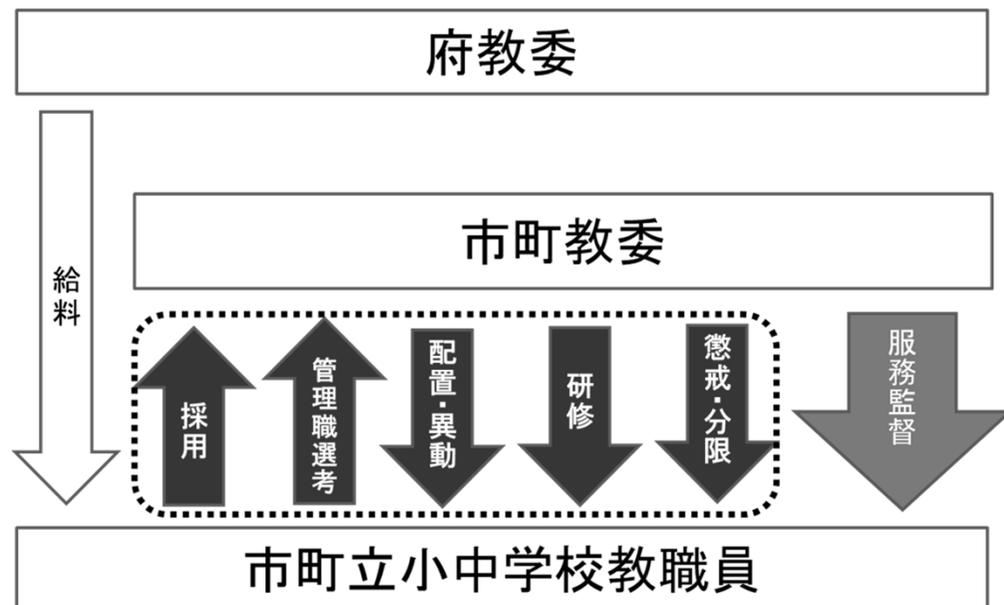


- ・平成24年4月1日に3市2町において教職員人事に関する事務を処理する協議会を設置。

協議会概要



教職員の人事制度（権限移譲後）



○は権限移譲された事務

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について①

調査概要

全市町村(政令市を除く1,699団体。)を対象に市町村における事務処理の現状や今後のあり方について調査を実施。(平成24年12月31日現在)

◇共同処理を実施する上での問題点

現在、事務の共同処理を実施する上での問題点については、

- 一部事務組合、広域連合については、「課題がある」とする市町村の割合が高く、その課題として、「迅速な意思決定が困難である」こと、「構成団体の意見が反映されにくい」ことが多く選択されている。
- 協議会、機関等の共同設置、事務の委託については、「課題がある」とする市町村において、各共同処理の方式の課題として、
 - ・ 協議会は、「迅速な意思決定が困難である」ことが多く選択されている。
 - ・ 機関等の共同設置は、「その他」の問題点として、幹事となる市町村の負担が大きいことなどが挙げられている。
 - ・ 事務の委託は、「構成団体から事務処理に当たって必要な情報を把握することが困難である」ことが多く選択されている。

共同処理の方式	実施市町村数	課題がある	共同処理の問題点(複数回答可)							特に課題はない
			迅速な意思決定が困難である	構成団体の意見が反映されにくい	責任の所在が不明確である	構成団体から事務処理に当たって必要な情報を把握することが困難である	その他			
一部事務組合	1,623	526 <32.4%>	413 (78.5%)	218 (41.4%)	79 (15.0%)	61 (11.6%)	49 (9.3%)	1,097 <67.6%>		
広域連合	1,578	412 <26.1%>	271 (65.8%)	176 (42.7%)	102 (24.8%)	41 (10.0%)	43 (10.4%)	1,166 <73.9%>		
協議会	664	174 <26.2%>	149 (85.6%)	61 (35.1%)	32 (18.4%)	14 (8.0%)	15 (8.6%)	490 <73.8%>		
機関等の共同設置	708	109 <15.4%>	74 (67.9%)	28 (25.7%)	21 (19.3%)	14 (12.8%)	16 (14.7%)	599 <84.6%>		
事務の委託	1,106	145 <13.1%>	69 (47.6%)	56 (38.6%)	22 (15.2%)	27 (18.6%)	24 (16.6%)	961 <86.9%>		

※ 「課題がある」「特に課題はない」の< >内は、実施市町村数に対する割合

※ 「共同処理の問題点」の()内は、「課題がある」とした市町村数に対する割合

○ 「その他」の自由記述欄に記載された主な内容

- ・ 「機関等の共同設置」では、幹事となる市町村の負担が大きい、構成市町村それぞれの事務処理に違いがある場合の処理が煩雑
- ・ 「事務の委託」では、費用負担の調整が困難である、対等の立場で協議ができていないなどの問題点が挙げられている。

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について②

◇事務処理体制の整備のあり方

今後の市町村における事務処理体制の整備のあり方について、中長期的な方向として、

- 「周辺市町村との共同処理」を46.9%、「処理が困難な事務について都道府県が処理」を33%の市町村が選択している。
- 一方で、「市町村合併による行財政基盤の強化」を選択した割合は低くなっている。
- 周辺市町村との共同処理、都道府県による処理を検討する必要がある事務については、
 - ・ 「税の徴収」「国民健康保険」「介護保険」「障害者福祉」は、周辺市町村との共同処理と都道府県による処理を検討する必要がある事務のいずれにも選択されている。
 - ・ 周辺市町村との共同処理を検討する必要がある事務には、上記の他「ごみ処理」「消防・救急」「観光」などが選択されている。
 - ・ 都道府県による処理を検討する必要がある事務には、上記の他「後期高齢者医療」「文化財」「生活保護」などが選択されている。

○ 事務処理体制の整備のあり方（複数回答可）

	市町村数	市町村合併による 行財政基盤の強化	周辺市町村との 共同処理	処理が困難な事務に ついて都道府県が処理	その他
全体	1,699	92 (5.4%)	797 (46.9%)	561 (33.0%)	142 (8.4%)
大都市部	244	17 (7.0%)	133 (54.5%)	94 (38.5%)	30 (12.3%)
その他の地域	1,455	75 (5.2%)	664 (45.6%)	467 (32.1%)	112 (7.7%)

※ 「大都市部」は、三大都市圏の特別区及び政令市の通勤・通学10%圏内の市町村(特別区を除く。)とする。

○ 周辺市町村との共同処理を検討する必要がある事務について（上位10事務、複数回答可）

事務名	税の徴収	国民健康 保険	ごみ処理	介護保険	消防・救急	観光	障害者福祉	上水道	し尿処理	火葬場
回答数	274	209	171	158	154	152	134	90	90	88

○ 処理が困難な事務について都道府県による処理を検討する必要がある事務について（上位10事務、複数回答可）

事務名	国民健康 保険	介護保険	障害者福祉	後期高齢者 医療	税の徴収	文化財	生活保護	道路・橋りょう	河川管理	保健衛生
回答数	332	127	94	93	82	79	72	67	56	54

※ 網掛けした事務は、「周辺市町村との共同処理を検討する必要がある事務」と「都道府県による処理を検討する必要がある事務」のいずれにも選択されている事務。

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について③

◇周辺市町村との共同処理を検討する必要がある理由

「周辺市町村との共同処理」を選択した市町村が、共同処理の検討の必要があると選択した事務について、

- 回答数が最も多かった「税の徴収」は、選択した理由として、職員の専門知識の不足、人員の不足が多く挙げられている。
- 全体的には、共同処理を検討する必要がある理由として、財源の不足、人員の不足が多く挙げられている。

(回答数上位10事務, 複数回答可)

事務の種類	回答数	周辺市町村との共同処理を検討する必要がある理由				
		財源の不足	人員の不足	職員の専門知識の不足	行政サービスの提供に必要な事業規模を確保できないこと	その他
税の徴収	274	29 (10.6%)	156 (56.9%)	199 (72.6%)	4 (1.5%)	72 (26.3%)
国民健康保険	209	146 (69.9%)	94 (45.0%)	50 (23.9%)	44 (21.1%)	57 (27.3%)
ごみ処理	171	111 (64.9%)	47 (27.5%)	26 (15.2%)	70 (40.9%)	54 (31.6%)
介護保険	158	69 (43.7%)	96 (60.8%)	78 (49.4%)	31 (19.6%)	49 (31.0%)
消防・救急	154	75 (48.7%)	79 (51.3%)	40 (26.0%)	41 (26.6%)	58 (37.7%)
観光	152	50 (32.9%)	57 (37.5%)	38 (25.0%)	44 (28.9%)	69 (45.4%)
障害者福祉	134	37 (27.6%)	75 (56.0%)	79 (59.0%)	40 (29.9%)	30 (22.4%)
上水道	90	46 (51.1%)	44 (48.9%)	43 (47.8%)	19 (21.1%)	26 (28.9%)
し尿処理	90	57 (63.3%)	26 (28.9%)	16 (17.8%)	34 (37.8%)	23 (25.6%)
火葬場	88	61 (69.3%)	33 (37.5%)	16 (18.2%)	32 (36.4%)	23 (26.1%)

※ ()内は、回答数に対する割合。

※ は、回答数に対し60%以上選択された項目、 は、50%以上60%未満の項目。

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について④

◇都道府県による処理を検討する必要がある理由

「処理が困難な事務について都道府県が処理」を選択した市町村が、都道府県による処理を検討する必要があると選択した事務について、

- 回答数が最も多かった「国民健康保険」は、選択した理由として、財源の不足が多く挙げられている。
- 全体的には、周辺市町村との共同処理を検討する必要がある理由と比べて、職員の専門知識の不足が理由として多く挙げられている。

(回答数上位10事務, 複数回答可)

事務の種類	回答数	都道府県による処理を検討する必要がある理由				
		財源の不足	人員の不足	職員の専門知識の不足	行政サービスの提供に必要な事業規模を確保できないこと	その他
国民健康保険	332	246 (74.1%)	116 (34.9%)	67 (20.2%)	87 (26.2%)	106 (31.9%)
介護保険	127	73 (57.5%)	62 (48.8%)	55 (43.3%)	30 (23.6%)	35 (27.6%)
障害者福祉	94	31 (33.0%)	44 (46.8%)	65 (69.1%)	24 (25.5%)	28 (29.8%)
後期高齢者医療	93	48 (51.6%)	40 (43.0%)	27 (29.0%)	28 (30.1%)	29 (31.2%)
税の徴収	82	10 (12.2%)	46 (56.1%)	60 (73.2%)	5 (6.1%)	22 (26.8%)
文化財	79	25 (31.6%)	41 (51.9%)	55 (69.6%)	10 (12.7%)	15 (19.0%)
生活保護	72	35 (48.6%)	48 (66.7%)	46 (63.9%)	10 (13.9%)	15 (20.8%)
道路・橋りょう	67	42 (62.7%)	31 (46.3%)	43 (64.2%)	6 (9.0%)	9 (13.4%)
河川管理	56	33 (58.9%)	29 (51.8%)	33 (58.9%)	9 (16.1%)	8 (14.3%)
保健衛生	54	20 (37.0%)	22 (40.7%)	27 (50.0%)	13 (24.1%)	21 (38.9%)

※ ()内は、回答数に対する割合。

※ は、回答数に対し60%以上選択された項目、 は、50%以上60%未満の項目。